厚生労働省告示第四十二号

増 進 定に関する基準を次のように定め、 条第二 (体障害者福祉法 のための社会福 項第二号の規定に基づき、 祉事業法等の一 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の十第二項第二号及び社会福 身体障害者福 部を改正する等の法律 (平成十二年法律第百十一号) 附則 平成十五年四月一日から適用する。 祉法に基づく指定施設支援に係 る利用者 . 負 担 の 第十二 額 の算 祉

平成十五年二月二十一日

厚生労働大臣 坂口 力

院期 該月については、 2により算定した額とする。 身体障害者につい 定する指定施設支援をいう。 指定施設 間 身体障害者福 中は 算定-支援 U (身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の十第一 次の算式により算定した額とする。 な ては別表第1により算定した額とし、 祉法に基づく指定施設支援に係る利用者負担の額 11 ものとし、)を利用した際に身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき ただし、 身体 障害者が 身体障害者が病院又は診療所へ入院した場合に 「が月の 途 中で入所し又は退所した場合に 身体障害者の扶養義務者につ の 算定. に関す する基 お お 61 て 11 61 ては、 て は 項に規 は、 額 別 表第 は 当

当該月の入所日以降又は退所日以前の日数

別表第1又は別表第2により算定した額×

当該月の日数

二 前号の規定により身体障害者及びその扶養義務者が負担すべき額を算定した場合において、その 額に百円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

対象収入額等による階層区分 -					負 担 基 準 月 額		
					入 所	通所	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1 項に規定する被保護者				円 0	円 0	
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35		-					
36 37 38 39 40		1,260,001 1,320,001 1,380,001 1,440,001 1,500,001円以上	~ ~ ~ ~	1,320,000 1,380,000 1,440,000 1,500,000	69,100 73,100 77,100 81,100 注 2 に規定する額	34,500 36,500 38,500 40,500 注 2 に規定する額	

に掲げる額とする。
2 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする。
2 40階層に該当する者が負担すべき額は、次の表に掲げる算式により算定した額とする。 ただし、支援費基準額(身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定 に関する基準(平成15年厚生労働省告示第28号)により算定される額をいう。以下同じ。) を上限とする。

入 所	81,100円+(対象収入額-150万円)×0.9÷12
通所	40,500円+(対象収入額 - 150万円)×0.9÷12÷2

|3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額の上限

¹ 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄

とする。ただし、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年 法律第217号)第2条第1項若しくは第18条の2第1項に規定する養成施設に該当する施設 又は重度身体障害者更生援護施設(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成12年厚生省令第54号)第9条第7項に規定する重度身体障害者更生援護施設をいう。 以下同じ。)の旧措置入所者(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する 等の法律(平成12年法律第111号)附則第12条第1項に規定する旧措置入所者をいう。以下 同じ。)については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年	手未満の者	入所後3年以上の者	
NR 改 区 力	入 所	通所	入 所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円

⁴ この表において「対象収入額」とは、収入額(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

	税 額	負 担 基 準 月 額				
		入 所	通所			
Α	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者				円	円
					0	0
В	当該年度分の市	町村民税が非課	0	0		
	者を除く。)				2,200	
C 1	前年分の所得	平分の所得 当該年度分の市町村民税のうち均等割の マスティア				1,100
	税が非課税の	み課税の者				
C 2		A階層又 当該年度分の市町村民税のうち所得割が				1,600
		課税の者				
	当する者を除					
	(。)					
	前年分の所得	0円	~	30,000円	4,500	2,200
D 2	税が課税の者	30,001	~	80,000	6,700	3,300
D 3	(A階層又は	80,001	~	140,000	9,300	4,600
D 4	B階層に該当	140,001	~	280,000	14,500	7,200
D 5	する者を除	280,001	~	500,000	20,600	10,300
D 6	(。)	500,001	~	800,000	27,100	13,500
D 7		800,001	~	1,160,000	34,300	17,100
D 8		1,160,001	~	1,650,000	42,500	21,200
D 9		1,650,001	~	2,260,000	51,400	25,700
D10		2,260,001	~	3,000,000	61,200	30,600
D11		3,000,001	~	3,960,000	71,900	35,900
D12		3,960,001	~	5,030,000	83,300	41,600
D13		5,030,001	~	6,270,000	95,600	47,800
D14		6,270,001円に	<u> </u>		支援費基準額	支援費基準額

(注)

- 1 身体障害者の扶養義務者(身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。 2 注1の規定にかかわらず、身体障害者の扶養義務者が負担すべき額が、支援費基準額から身体障害者が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額から身体障害者が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。ただし、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項若しくは第18条の2第1項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者の扶養義務者については、同表中「3年」とあるのは、「5年」とする。

施設区分	入所後3年 扶養義務者	未満の者の	入所後3年以上の者の 扶養義務者	
	入 所	通所	入 所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円

- 4 この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。
- |5 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭

和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条